

有料職業紹介返戻金制度について

採用決定者が入社日以後、3 ヶ月以内に雇用契約を終了し退職したとき、支払われた紹介料を、以下の通りに返還するものとする。

但し、雇用事業所の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合には、当該返還義務を負わないものとする。

- ・入社後1 ヶ月未満に雇用を終了し退職した場合 80%
- ・入社後3 ヶ月未満に雇用を終了し退職した場合 50%

許可番号：21-ユー300345

事業者名：株式会社ナイスワーク

所在地：岐阜県各務原市蘇原東島町3丁目172番地3